

# **小坂町空家等対策計画**

**(令和3年度～令和7年度)**

**令和4年3月**

**秋田県小坂町**

## ■目次 小坂町空家等対策計画

第1章 計画の概要	
1 計画改訂の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象地区	1
4 対象とする空き家の定義及び種類	2
5 今後の空き家対策の基本的指針	3
6 計画の期間	3
第2章 空家等の現状	
1 全国の空き家の状況	4
2 秋田県の状況	4
3 小坂町の状況	4
第3章 空家等の調査	
1 立入調査	5
2 所有者等の確認	5
3 所有者等が確認できない場合	5
第4章 空家等の適切な管理の促進	
1 所有者等の意識の向上	6
2 相談体制の整備	6
第5章 空家等及び空家等の跡地の活用の促進	
1 利活用可能な空家等の情報提供	8
2 補助金の活用促進	9
3 地域交流、地域活性化の拠点としての利活用	10
4 空家等の跡地の情報提供と利活用	10
第6章 特定空家等に対する措置及びその他の対処	
1 措置の対象	11
2 措置の実施	11
3 その他の対処	12
第7章 空家等対策の実施体制	
1 庁内の組織体制及び役割	14
2 小坂町空家等対策協議会	15
3 関係機関との連携	15
第8章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	
1 民法・不動産登記法の改正及び相続土地国家帰属法について	16
2 空き家の発生を抑制するための特例措置について	17
【附属資料】	
◆空家等対策の推進に関する特別措置法	18
◆小坂町空き家等の適正管理に関する条例	23
◆小坂町空き家等の適正管理に関する条例施行規則	25
◆小坂町空家等対策協議会設置要綱	27

# 第1章 計画の概要

## 1 計画改訂の背景と目的

近年、急激に進行する少子高齢化社会や都市部への人口移動等、社会構造のニーズや変化に伴い、全国的に空き家が増加し、空き家が及ぼす影響は多岐にわたり、大きな社会問題として顕在化してきている。

とりわけ、空き家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空き家は、老朽化等による倒壊や放火などによる火災、不法投棄による公衆衛生の悪化など、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で町民生活に悪影響を及ぼすことが懸念されおり、早急な解決が求められている。

国は、この空き家問題に総合的に対応するための施策の更なる充実を図ることを目的に、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を公布、平成27年5月26日に全面施行し、市町村における空き家問題への積極的な取り組みが法的にも求められる状況となっている。

このため、本町では町民の安全・安心な暮らしを実現することを目的に、平成25年3月4日に「小坂町空き家等の適正管理に関する条例」（以下、「空き家条例」という。）を制定し、危険な状態にある空き家の所有者等に対して修繕や撤去などの指導・助言・勧告・命令を行えるほか、最終的に行行政代執行による撤去もできることを定め、適切な管理を促してきた。

今後も既存の住宅等の老朽化や、少子高齢化の進行に伴い空き家が増加していくことが予想されるなか、包括的な空き家対策をより一層推進するため、本計画を改訂するものである。

※ 本計画では、「あきや」を「空き家」と表記し、法で定義している「空家等」などは一体の名詞としてそのまま表記する。

## 2 計画の位置づけ

この「小坂町空家等対策計画」（以下「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、「第6次小坂町総合計画 前期基本計画」及び「第2期小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図りながら、地域社会の健全な維持のため、空家等に関する問題について、本町が取り組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示したものであり、空家等対策の基礎となる計画とする。

## 3 対象地区

空家等対策計画の対象地区は町内全域とする。

#### 4 対象とする空き家の定義及び種類

空家等対策計画の対象とする空き家の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」とする。

なお、町民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等の観点から、特定空家等について優先して対策を講ずるものとする。

##### (1) 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

##### (2) 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家等をいう。

#### 【法と空き家条例の比較】

本町では、空き家条例により防災、防犯、防火及び生活環境保全に支障を及ぼす次の①～③の状態にあるものを「危険な状態」として定義し、町長が所有者等に対して周辺に危険を及ぼさないために必要な措置をとるよう、助言又は指導、勧告、命令することができるものとしている。

##### 空き家条例 第2条第2号

- ① 老朽化若しくは台風等の自然災害により、建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態
- ② 不特定の者に建物その他の工作物若しくはその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態
- ③ ねずみ族、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態

一方、法においては次の①～④の状態に該当するものを「特定空家等」と定義し、その所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導、勧告、命令することができるものとしている。

## 法 第2条第2項

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

法と空き家条例の比較により、空き家条例で定義する「防犯・防火」については法で定義する「生活環境の保全」に含まれるものと整理すると、これまで本町が空き家条例で危険な状態と定義し対策すべき空き家の状態としていたものは、法で定義する特定空家等に含まれることとなる。今後の本町の空き家対策は、法に基づくものへ移行していくことになるが、本町において法で補完できない事案が発生した場合又は発生のおそれがある場合等、必要に応じ条例の見直し等の検討を加えていくこととする。

## 5 空き家対策の基本的指針

### (1) 移住・定住促進による、活力のあるまちづくり

町が空き家・空き地の情報を管理し、相談体制を整備することにより、移住希望者に対する空き家・空き地の有効活用と連動した移住・定住促進のための住宅環境整備を推進し、活力あるまちづくりをめざす。

### (2) 快適に暮らしやすく、魅力あるまちづくり

空家等対策の取り組みに関する情報を町民に広く周知し、空家等の適切な管理を促すとともに、管理不全な空家等は、その発生を未然に防止することで良好な住環境を維持し、利用可能な空家等を地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることで地域の活性化やまちの魅力向上につなげ、町民が快適に暮らせる魅力あるまちづくりをめざす。

### (3) 安全・安心な暮らししが確保され、災害に強いまちづくり

特定空家等は、環境悪化、火災発生等多くの問題を生み出し、周辺地域住民への悪影響の長期化が懸念されるため、空家等の適切な管理を促進し、除去を推進することにより、町民が安全・安心に暮らし、災害に強いまちづくりをめざす。

## 6 計画の期間

本町の空家等対策計画の計画期間は、第6次小坂町総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化等必要に応じて見直していくものとする。

## 第2章 空家等の現状

### 1 全国の空き家の状況

平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査の確報値によると、全国の総住宅数は6,242万戸となっている一方、空き家の数は846万戸であり、これが全国の総住宅数に占める割合は13.6%となっている。

### 2 秋田県の状況

平成30年の秋田県内の状況は、総住宅数が44万6千戸、うち空き家の数は6万1千戸、空き家率は13.6%であり、平成25年の調査より、総住宅数は1千戸減少したが、空き家の数は4千戸増加し、総住宅数に占める割合は国と同じく13.6%となっている。

### 3 小坂町の状況

令和3年度に、空き家を調査対象とし、調査員が現地にて空き家等に該当するか否か、また居住は可能な物件かを判断する「空き家現況調査」を実施し、空き家と思われる214件の建物を抽出した。

#### 1. 「空き家等現況調査」結果による調査実績【対象：2,040戸 空き家候補：278戸】

令和3年6月から11月にかけ、事業者へ委託し、下記の条件を付して町内全域を外観目視及び近隣住民、自治会長への聞き取りによる調査を実施した。

- ①傾きの判定：屋根及び外壁      ②腐朽破損の判定：屋根及び外壁、窓ガラス
- ③管理状況の判定：表札及びカーテン並びに家具の有無、周辺の生活状況、水道メータ一及び電気メーターの状況

以上を踏まえ、空き家と思われる建物の状況と居住の可否について評価を行った。

地 区 名	空き家戸数①	①のうち居住可	①のうち居住不可
川上地区	31	8 (25.8%)	23 (74.2%)
中央地区	126	28 (22.2%)	98 (77.8%)
上向地区	17	10 (58.8%)	7 (41.2%)
七滝地区	28	6 (21.4%)	22 (78.6%)
十和田湖地区	12	3 (25.0%)	9 (75.0%)
総 計	214	55 (25.7%)	159 (74.3%)

## 第3章 空家等の調査

町民からの情報提供や、町の調査により作成したデータベースを基に把握した管理不全な状態にある空家等に立入調査を行うとともに、助言・指導等により所有者等に自らの責任において適正な維持管理を促すため、所有者等を確認するための調査を行う。

### 1 立入調査

- (1) 管理不全な状態にある空家等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行う。
- (2) 所有者等に質問し、必要な報告を求める。

### 2 所有者等の確認

- (1) 当該空家等の近隣住民や関係者等から情報収集を行う。
- (2) 登記情報等で、事実確認を行う。
- (3) 所有者が死亡し、相続登記未了の場合は、戸籍情報で相続人の確認を行う。
- (4) 調査結果に基づき、該当者に通知し、所有者等を確定する。

### 3 所有者等が確認できない場合

#### (1) 未登記の空家等

- ア 所有者等確認のため、法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税情報のうち所有者等に関する情報を共有し、所有者等の確認を行う。
- イ 固定資産税情報で所有者等を確定できない場合は、所有者不明の空家等と判断する。ただし、その場合においても、継続して所有者等を特定するよう努める。

#### (2) 所有者不存在の確認

- ア 法定相続人が相続放棄した場合、固定資産税情報のうち所有者等に関する情報を共有し、法定相続人全員の相続放棄の事実について確認する。
- イ 固定資産税情報で相続放棄の事実が確認できない場合は、家庭裁判所に相続放棄の事実を照会する。
- ウ 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不存在の空家等とする。
- エ これらの方針で確認できない場合は、所有者不明の空家等と判断する。ただし、その場合においても、継続して所有者等を特定するよう努める。

#### (3) 所有者行方不明の確認

- 所有者確認のため該当者に送付した郵便が返送された場合は、所有者不明の空家等と判断する。ただし、その場合においても、継続して所有者等を特定するよう努める。

## 第4章 空家等の適切な管理の促進

空家等の対策については、基本方針に示すとおりであるが、私有財産である空家等の管理については、所有者等が自ら適正に行うことを基本原則とする。

管理について、所有者及び占有者の義務であると促し、空家等が管理不全な状態になることを未然に防止するとともに、適切な管理を怠り、他人への損害が発生した場合の責任の重大さをあわせて呼びかける。

また、空家等の相談を受けるための相談窓口を設置し、相談の内容に応じ、必要な助言を行う。

### 1 所有者等の意識の向上

町は、特定空家等の発生を未然に防ぐため、所有者等の意識の向上に努める。

#### (1) 所有者等への意識の啓発

町はリーフレットやチラシ、広報紙及び町ホームページ等を通じて、空家等の管理について所有者等への意識啓発に努める。

#### (2) 情報提供による支援

町はリーフレットやチラシ、広報紙及び町ホームページ等を通じて、「法」を周知し、空き家の所有者等に対し、町が実施している「空き家・空き地情報登録」(空き家バンク)制度や「小坂町危険空き家解体事業費等補助金」等についての情報提供を行う。

### 2 相談体制の整備

#### (2) 相談窓口の一元化

空家等に関する相談窓口を総務課企画財政班内に設置する。

表 空き家等に関する苦情・相談件数 (令和3年度実績は令和4年1月末)

年 度	苦情・相談件数 (件)	うち助言・指導 (件)	うち立入調査 (件)
		(条例第4条)	(条例第7条)
平成26年度	8	8	5
平成27年度	24	24	1
平成28年度	19	19	—
平成29年度	18	6	—
平成30年度	12	2	—
令和元年度	10	1	—
令和2年度	11	2	—
令和3年度	23	1	—

## (2) 関係機関との連携

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、対応が困難な事例等については、各課長等で構成する「政策調整会議」において全庁的な調整を図るほか、秋田県や小坂町空家等対策協議会（以下「町協議会」という。）及びその他関係機関と連携し対応していく。

## (3) 職員のスキルアップ

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、国、秋田県等が主催する説明会及び関係機関が実施する研修会等に積極的に参加することにより、担当職員のスキルアップを図る。

## 第5章 空家等及び空き地の活用の促進

空き家対策を効果的に行うため、「空き家等の発生抑制」、「空き家等の利活用の推進」、「空き家等の適正管理」、「管理不全の空き家等の解消」を推進する。

空き家等は、防災、防犯、衛生、景観などの面で周辺に影響を及ぼす可能性があり、町民生活に大きく関わる問題でもある。そのため、空き家等の対策については、地域組織や民間事業者と連携を図り、効果的な利活用の取り組みを進めていく。

### 1 利活用可能な空家等の情報提供

町は、「空き家・空き地情報登録」（空き家バンク）制度を実施することにより、定住促進等につなげていくものとする。また、登録情報を活用した空家等の利活用について、関係機関と連携し協議していく。

#### ○ 本町の空き家・空き地情報登録制度

空き家・空き地の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、空き家・空き地の利用を希望する人に紹介する制度で、町内の民間不動産事業者と連携し、遠方に在住する空き家所有者も利用しやすい制度とすることで「管理不全の空き家等の解消」、「空き家等の利活用の推進」を図る。

表 空き家情報の登録状況（令和4年1月末日現在）

年 度	年度末登録件数（件）	新規登録件数(件)	成約件数（件）
平成29年度	9	5	0
平成30年度	18	10	1
令和元年度	22	3	3
令和2年度	25	1	4
令和3年度	31	6	2

表 空き地情報の登録状況（令和4年1月末日現在）

年 度	年度末登録件数（件）	新規登録件数(件)	成約件数（件）
平成29年度	18	11	0
平成30年度	22	4	0
令和元年度	26	4	0
令和2年度	27	1	1
令和3年度	32	5	4

## 2 補助金の活用促進

町は、空家等に関する除却及び利活用の助成制度等について、情報提供等を積極的に行うことで、空家等の解消及び利活用を推進する。

### ①小坂町危険空き家解体事業等補助金

空家等の所有者が行う危険空き家等の解体及び撤去に要する費用の一部を助成。

補助率：補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

表 小坂町危険空き家解体事業等補助金による解体件数

年 度	解体件数	備 考
平成26年度	3	補助制度創設
平成27年度	16	
平成28年度	16	
平成29年度	10	
平成30年度	4	
令和元年度	0	
令和2年度	1	

### ②小坂町一般空き家解体事業補助金

危険空き家に該当しない空家等について、「空き家等の発生抑制」を目的として解体及び撤去に要する費用の一部を助成。

補助率：補助対象経費の10分の1以内（上限15万円）

表 小坂町一般空き家解体事業等補助金による解体件数

年 度	解体件数	備 考
平成30年度	2	補助制度創設
令和元年度	7	
令和2年度	3	

### ③小坂町空き家片付け事業補助金

空家等にある家財道具等の処分及び清掃にかかる費用の一部を助成。

補助率：補助対象経費の全額（上限10万円）

表 小坂町空き家片付け事業補助金の助成件数

年 度	片付け件数	備 考
令和2年度	1	補助制度創設

#### ④移住定住促進奨励事業補助金

定住を目的として新築住宅の建設及び中古住宅の取得・リフォームを行う場合、掛かる費用の一部を助成。

補助率：新築 補助対象住宅について上限 50 万円、町内業者施工は 10 万円増額

補助率：中古 補助対象住宅について取得分上限 30 万円、リフォーム分上限 50 万円

表 移住定住促進奨励事業補助金の交付件数（中古住宅取得分）

年 度	補助金交付件数	備 考
平成 28 年度	3	補助制度創設
平成 29 年度	2	
平成 30 年度	5	
令和 元年度	2	
令和 2 年度	7	

#### ⑤小坂町木造住宅耐震診断支援事業補助金

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対し、町が診断士を派遣し耐震診断を実施し、掛かる費用の一部を助成。

表 小坂町木造住宅耐震診断支援事業補助金

年 度	補助金交付件数	備 考
令和 2 年度	1	

#### ⑥小坂町新住宅リフォーム支援時事業補助金（令和 3 年度補助制度改正）

町民が持ち家に対して行うリフォームに対し、掛かる費用の一部を助成。

表 旧制度：小坂町住宅リフォーム緊急支援事業補助金の合計交付件数

年 度	補助金交付合計件数	備 考
平成 21 年度から令和 2 年度	883	平成 21 年度補助制度創設

### 3 地域交流、地域活性化の拠点としての利活用

町は、空き家や空き校舎等の空き公共施設を地域交流及び地域活性化の拠点として利活用する方策について、関係機関等と協議を行う。

### 4 空家等の跡地の情報提供と利活用

町は、空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの利活用に関する方策について、関係機関等と協議を行う。

## 第6章 特定空家等に対する措置及びその他の対処

町は、空家等について、必要な措置を講ずることによって、町内の防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観保全等の維持に努めるものとする。

### 1 措置の対象

町は、町内の空家等のうち地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため特定空家等から優先して措置を行うものとする。

#### (1) 特定空家等の判断

特定空家等に該当するか否かの判断については、空き家条例第2条第2号に該当し、かつ法第2条第2項に定める状態と認められる場合に特定空家等となる。この判断については、国が定める「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の基準及び立ち入り調査結果を基に行政関与の要否を検討し、小坂町空家等対策協議会の意見を聴取したうえで町長が認定する。

### 2 措置の実施

#### (1) 助言・指導

町長は、法第14条第1項の規定に基づき、空家等（特定空家等から優先）の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行う。

#### (2) 勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行う。

#### ○参考 法14条第2項に基づく勧告による固定資産税等の住宅用地特例の除外について

現在、居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第349条の3の2及び同法第702条の3に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税等の課税標準額を減額する特別措置（固定資産税等の住宅用地特例）が講じられている。

この固定資産税等の住宅用地特例が、空家の除却や適正管理の阻害要因となっている可能性があることから、法第14条第2項に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外されることになった。

（平成27年5月26日付け総税国第41号）

### 固定資産税等の住宅用地特例の概要

	小規模住宅用地 (200m <sup>2</sup> 以下の部分)	一般住宅用地 (200m <sup>2</sup> を超える部分)
固定資産税の課税標準額	1／6に減額	1／3に減額

※ アパート・マンション等の場合は、戸数×200m<sup>2</sup>以下の部分が小規模住宅用地となる。

※ 併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なる。

### (3) 命令

ア 町長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めたときは、法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずる。

イ 命令を実施する場合においては、法第14条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える。

### (4) 行政代執行

ア 町長は、命令を行っても改善が見られない場合は、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、所有者等に代わり、当該空家等の除却等必要な措置を講ずる。

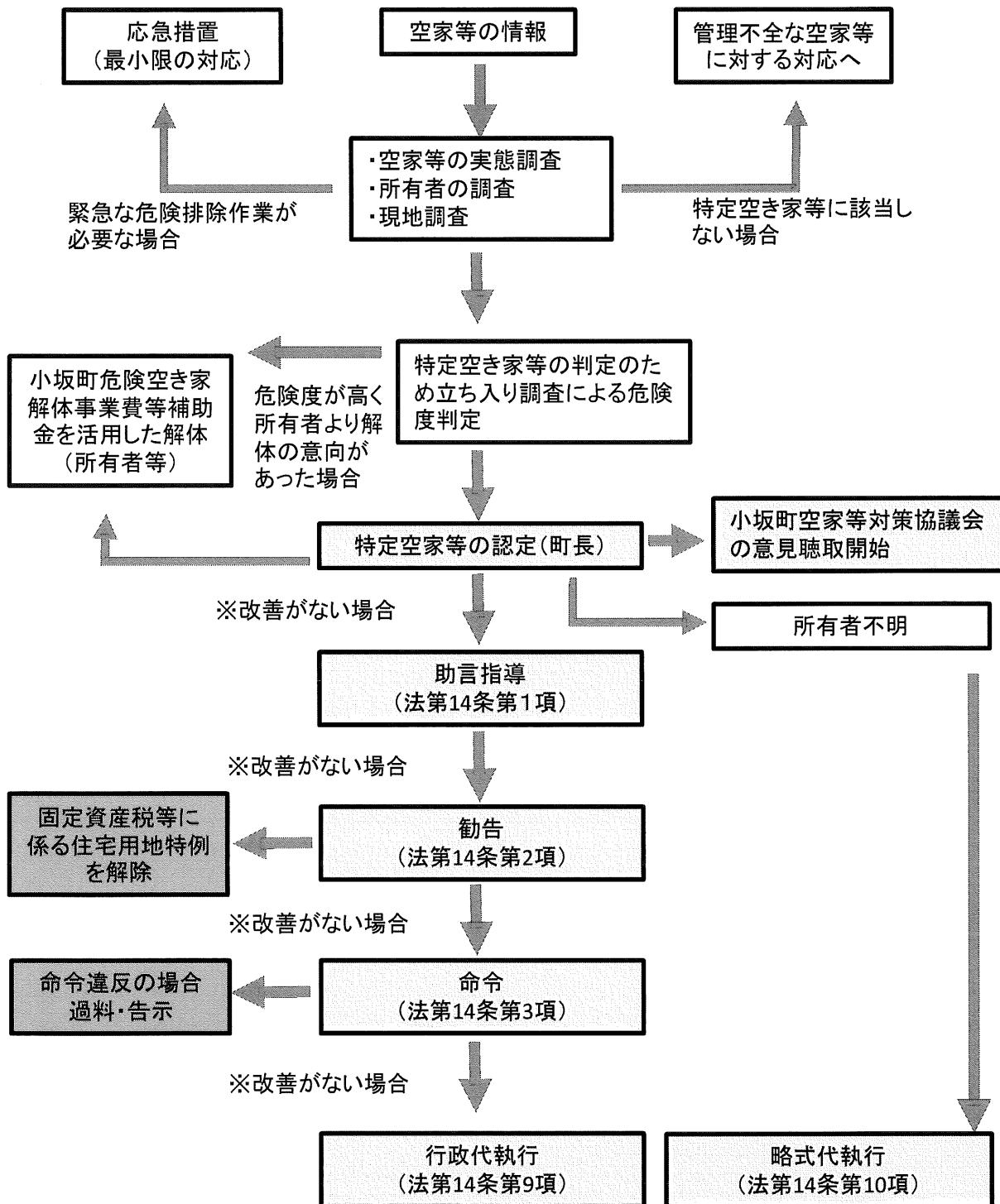
イ この措置に要した費用については、当該所有者等に請求する。

## 3 その他の対処

町は、前項に掲げる措置のほか必要な対処については、政策調整会議及び町協議会等で協議したうえで決定し、実施するものとする。

なお、災害時等緊急の場合の対応については、この限りではない。

参考図 特定空家等に対する措置の流れ



## 第7章 空家等対策の実施体制

### 1 庁内の組織体制及び役割

空家等対策の対応は多岐にわたるため、関係各課で連携し対応を行うものとする。

主管課名	役 割
総務課企画財政班	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等対策計画に関すること</li><li>・空家等の相談に関すること（総合窓口）</li><li>・空家等の適切な管理、活用の促進、有効利用に関するこ</li><li>・空家等のデータベースの整備に関するこ</li><li>・関係機関との連絡、調整に関するこ</li><li>・小坂町移住定住促進奨励事業補助に関するこ</li><li>・立入調査及び特定空家等の判断、措置内容の検討に関するこ</li><li>・危険空き家解体事業補助に関するこ</li><li>・一般空き家解体事業補助に関するこ</li></ul>
総務課総務管財班	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害予防対策及び災害時の応急措置等（緊急応急措置）</li><li>・防災に関するこ</li><li>・境界の確認に関するこ</li></ul>
町民課町民福祉班	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者一人暮らし世帯の情報提供に関するこ</li></ul>
町民課生活環境班	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通安全、防犯に関するこ</li><li>・空家等の環境、衛生問題等に関するこ</li></ul>
町民課税務班	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等に関する固定資産税情報の提供に関するこ</li><li>・特定空家等の固定資産税等の住宅用地特例解除に関するこ</li></ul>
建設課建設班	<ul style="list-style-type: none"><li>・立入調査及び特定空家等の判断、措置内容の検討に関するこ</li><li>・リフォーム支援事業補助に関するこ</li><li>・空家等に係る町道上の危険防止に関するこ</li></ul>

## 2 小坂町空家等対策協議会

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項及び協議会設置要綱第1条の規定に基づき、小坂町空家等対策協議会を設置する。

### (1) 所掌事項

町協議会では、協議会設置要綱第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について協議を行う。

ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

イ 空家等の適正な管理及び活用に関すること。

### (2) 構成

協議会設置要綱第3条の規定により、町長を会長とし、地域住民、学識経験者及びその他町長が必要と認める者で構成し10人以内とする。

具体的には、町長、宅地建物取引業者、行政書士、建築士、小坂町自治会総連絡協議会、小坂町社会福祉協議会、小坂町民生・児童委員協議会、小坂交番所長、小坂町消防団長とする。

## 3 関係機関との連携

### (1) 不動産業者等

所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等

### (2) 建設業者等

空家等の解体や改修の相談及び対応等

### (3) 警察・消防

危険回避のための対応、災害対策及び災害時の応急措置等

### (4) 自治会連絡協議会

空き家情報の提供及びその跡地（空き地）の利活用等

## 第8章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### 1 民法・不動産登記法の改正及び相続土地国庫帰属法について

空き家問題に総合的に対応するため、平成26年1月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布、平成27年5月26日に全面施行されました。しかしながら、空き家及び所有者不明の土地については、都市部への人口移動に伴う土地の所有者意識や、所有する土地を活用したいというニーズの低下により依然増加傾向にあり、これを解消すべく令和3年に民法・不動産登記法の改正等が行われた。

町では、国と歩調をあわせ制度の周知を行い、町民の安全・安心な暮らしを実現するためには、空き家等の対策を図ることとする。

#### (1) 相続登記申請の義務化（令和6年4月1日施行）

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。また、遺産分割する場合においても成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記申請をしなければならない。

#### (2) 相続人申告登記制度の創設（令和6年4月1日施行）

不動産の相続を受ける場合に、全ての相続人の法定相続分を決定する前に自らが相続人であることを申し出ることができる。

#### (3) 住所等の変更登記の申請の義務化（令和8年4月1日までに施行）

登記簿上の所有者について、住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記をしなければならない。

登記官は、他の公的機関から取得した情報により住所変更を確認した場合、本人の了解を得たうえで職権による変更登記が可能。

#### (4) 土地・建物に特化した財産管理制度の創設（令和5年4月1日施行）

所有者不明若しくは管理不全の土地・建物につき、調査を尽くしても所有者の所在を知ることができない場合、利害関係人が地方裁判所への申し立てを行い、その土地・建物の管理を行う管理人（事案に応じて弁護士や司法書士等）を選任してもらうことができる。

#### (5) 相関関係の見直し（令和5年4月1日施行）

境界調査や越境している竹木の切り取りを行うための一時的に使用できることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルールを整備。

#### (6) 相続土地国庫帰属制度の創設

相続等によって土地の所有権を取得した相続人は、法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする。

ただし、建物・工作物・車両等がある土地については認められていない。

※民法・不動産登記法の改正及び相続土地国庫帰属法については、代表的な制度のみを記載

## 2 空き家の発生を抑制するための特例措置について

### (1) 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地も含む。）又は取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

#### ○本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

譲渡所得＝譲渡価格－取得費（譲渡価格×5%（※））－譲渡費用（除却費用等）－特別控除3,000万円

※ 取得費が不明の場合、譲渡価格の5%で計算

#### 【具体例】

相続した家屋を取り壊して、取り壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

《前提条件》昭和55年建築、被相続人が20年間所有、除却費200万円、取得価格不明

①本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額：0円

$(500\text{万円} - 500\text{万円} \times 5\%) - 200\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 20\% = 0\text{円}$

②本特例がない場合の所得税・個人住民税額：55万円

$(500\text{万円} - 500\text{万円} \times 5\%) - 200\text{万円}) \times 20\% = 55\text{万円}$

## 附 屬 資 料

## 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）

### （目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。  
2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### （空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

### （市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

### （基本指針）

第5条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めること

ができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - 二 計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置（14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

#### （協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### （都道府県による援助）

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

#### （立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 3 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第 6 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第 3 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第 3 項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第 3 項の規定による命令については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。
- (財政上の措置及び税制上の措置等)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 小坂町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年3月4日条例第4号）

### （目的）

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町の区域内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)で常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地(原則として農林業用地を除く。)をいう。

(2) 危険な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化若しくは台風等の自然災害により、建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定の者に建物その他の工作物若しくはその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態

ウ ねずみ族、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態

(3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。

### （民事による解決との関係）

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

### （所有者等の責務）

第4条 所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において当該空き家等を管理しなければならない。

### （情報提供）

第5条 何人も、空き家等が危険な状態であると認めるときは、町長に対し、当該危険な状態に関する情報を提供することができる。

### （実態調査）

第6条 町長は、必要に応じ、空き家等の有無を調査するものとする。

2 町長は、前条の情報提供を受け、又は空き家等が危険な状態にあると思料するときは、当該空き家等の所有者等の所在、危険な状態の程度等を調査することができる。

### （立入調査）

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があ

ったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(助言又は指導)

第8条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。  
(勧告)

第9条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、かつ、当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 町長は、前条の勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第11条 町長は、空き家等の所有者等が前条の命令に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所(法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地)
- (2) 空き家等の所在地及び種別
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(助成)

第12条 町長は、第8条の助言若しくは指導、又は第9条の勧告若しくは第10条の命令に従って措置を講ずる者に対し、別に定めるところにより助成することができる。

(代執行)

第13条 町長は、第10条の命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことができる。

(関係機関との連携)

第14条 町長は、緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察その他の関係機関と必要な措置について協議することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 小坂町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年3月4日規則第1号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、小坂町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年小坂町条例第4号。以下「条例」という。）第15条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （情報提供）

第2条 条例第5条の規定による情報提供については、空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

### （立入調査）

第3条 条例第7条第2項に規定する身分を証明する書類は、身分証明書（様式第2号）とする。

2 立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して立入調査実施通知書（様式第3号）を交付し、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等を確知できないときは、立入調査実施通知書により遅くとも立入調査を実施しようとする日の7日前までに公告しなければならない。

### （助言又は指導）

第4条 条例第8条の規定による助言又は指導については、空き家等の適正管理について（助言・指導）（様式第4号）によるものとする。

### （勧告）

第5条 条例第8条の規定による勧告については、空き家等の適正管理について（勧告）（様式第5号）によるものとする。

### （命令）

第6条 条例第10条の規定による命令については、空き家等の適正管理について（命令）（様式第7号）によるものとする。

### （公表）

第7条 条例第11条の公表については、当該空き家等の敷地に同条各号に掲げる事項を記載した看板を設置することにより行うほか、小坂町公告式条例（昭和30年小坂町条例第9号）第2条第2項の規定を準用する。

### （補助金の交付）

第8条 町は、条例第12条の規定に基づき、小坂町財務規則（平成24年小坂町規則第5号）及びこの規則に定めるところにより、条例第8条の助言若しくは指導、条例第9条の勧告又は条例第10条の命令に従って措置を講ずるものに補助金を交付する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 補助金の交付を申請しようとする者が営利を目的とする事業を営む者であって、当該措置が当該営利を目的とする事業の用に現に供し、若しくは供していた空き家等に係るものである場合又は当該措置を講ずることにより空き家等が当該営利を目的とする事業の用に供することができるようになると認められる場合

2 前項の補助金の額は、50万円を限度として、次に掲げる措置に要する費用の2分の1に相当する額とする。

- (1) 建物等解体及び撤去
- (2) 廃材等運搬及び処理
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が助言し、指導し、勧告し、若しくは命令し、又は特に必要と認めた措置

(戒告)

第9条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告については、戒告書（様式第8号）によるものとする。

(代執行令書)

第10条 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書の様式については、様式第9号によるものとする。

(証票)

第11条 行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票の様式については、様式第10号によるものとする。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

以下、様式省略

## 小坂町空家等対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき、小坂町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(2) 空家等の適正な管理及び活用に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、町長のほか、委員10人以内で組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 協議会に副会長1人を置き、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域住民

(2) 学識経験者

(3) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課企画財政班において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (最初の任期)

2 施行日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。